

第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

○指定管理鳥獣となっているニホンジカは44都道府県、イノシシは44府県で策定済み。
 ○クマ類14道府県、ニホンザル27府県、カモシカ8県、カワウ7県、ゴマフアザラシが1道で、計146計画が策定済み。

令和2年4月10日現在

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
北海道	1994		2017			
青森	2017			2000		
岩手	1997	2006	2003		2004	
宮城	2008	2008	2010	2005		
秋田	2017	2017	2002	2006	2003	
山形	2020	2016	2009	2007		
福島	2016	2010	2009	2007		2007
茨城		2005				
栃木	1994	2006	2006	1997		
群馬	2000	2010	2012	2003	2006	2015
埼玉	2006	2006				
千葉	2005	2013		1998		
東京	2005					
神奈川	2003	2018		2003		
新潟	2017	2014	2011	2007		2018
富山	2015	2012	2010	2004	2017	2017
石川	2015	2009	2002	2000		
福井	2004	2010	2009*	2015		
山梨	2005	2007		2007		
長野	2001	2009	2002	2000	2000	
岐阜	2011	2010	2009		2001	
静岡	2004	2010			2000	
愛知	2005	2004		2004	2000	
三重	2002	2010		2014		

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
滋賀	2005	2012	2008*	2002		2010
京都	1996	2011	2004*	2007		
大阪	2002	2007				
兵庫	1994	2009	2003	2009		
奈良	2000	2008				
和歌山	2008	2007		2013		
鳥取	2003	2002	2007*			
島根	2003	2002	2003*			
岡山	2003	2006	2000*	2019		
広島	2003	2003	2003*			2017
山口	1999	2004	2003*	2016		2014
徳島	2001	2005		2015		
香川	2002	2007		2015		
愛媛	2008	2004		2020		
高知	2005	2002				
福岡	2001	2005				
佐賀		2003				
長崎	1994	2005				
熊本	2000	2008				
大分	1997	2002				
宮崎	2000	2008		2006		
鹿児島	2000	2007				
沖縄		2019				
策定数	44	44	22	27	8	7

注) 表中の数値は計画開始年度(2000年以前は任意計画を含む)
 奈良県、鹿児島県のニホンジカ計画は、2地域で策定
 *: 第一種特定鳥獣保護計画

ガイドライン・保護管理レポートの作成状況

- 特定計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料として「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」を作成。
- 定期的に保護及び管理に関する最新情報を「イノシシの保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成22）年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」について随時補足。

年度	発行物	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
2000	マニュアル	○		○	○	○	
2003			○				
2004							○
2010	ガイドライン	○	○	○	○	○	
2012	レポート	○	○	○	○		○
2013	ガイドライン						○
	レポート	○	○	○	○		○
2014	レポート	○	○	○	○		○
2015	ガイドライン	○			○		
	レポート		○	○			○
2016	ガイドライン			○			
	レポート	○	○		○		
2017	レポート	○	○	○	○		○
2018	レポート			○	○		
2019	レポート						○
2020	ガイドライン	○(予定)	○(予定)	○(予定)			

特定計画による取組の効果例（ニホンジカ、イノシシ）

【ニホンジカ】

(北海道)

- 個体数指数の減少を目指した捕獲強化により、生息数は減少傾向に転じ、農林業被害を減少させることができた。

(神奈川県)

- 生物多様性の保全と再生、丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減、分布域拡大による被害拡大の防止の4つを管理の目標として対策に取り組み、保護管理区域のシカ個体数は減少傾向であると推定され、一部地域で植生回復も見られるようになり、シカの栄養状態も改善の傾向が見られている。

(福井県)

- 嶺南地域では、糞塊密度の水準を低下させ、第3期計画で設定した農作物被害面積目標値を達成している。

(長野県)

- 防護柵の効果により高山植物が一部回復した。

(京都府)

- 捕獲目標数は達成され、生息密度指標がH25年度以降減少傾向、農作物被害も減少傾向。

(岡山県)

- 生息数と自然増加率の推定が可能となり今後の個体群管理のおおまかな方向性を示すことが可能となった。

(香川県)

- 小豆島では積極的な捕獲と侵入防止柵を推進して、農林業被害が大幅に減少した。

【イノシシ】

(滋賀県)

- 防護柵の整備が進んだことにより農作物被害は減少した。

(京都府)

- 防護柵を設置することによる被害防除にあわせ、捕獲檻等の導入・捕獲奨励金等による捕獲の推進、農地周辺の刈り払い等による生息地管理を実施し、農作物被害は減少している。

(福岡県)

- 捕獲の推進とともに侵入防止柵等被害防止対策を本格的に実施し、また、地域でのわな猟者向け研修会や地域ぐるみ研修会なども開始し、被害軽減につながっている。

※計画中に評価の記載があり、状況の改善が見られたものを、要約して記載した。

広域協議会の設置状況

○ニホンジカについては2つ、クマ類については4つ、カワウについては4つの広域協議会が設置されている。指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、広域連携によるニホンジカ、イノシシの捕獲を支援。

対象鳥獣	協議会名	構成員	事務局	実施状況
ニホンジカ	福島茨城栃木連携捕獲協議会	3県(国無し)	県	計画策定、糞塊調査、捕獲事業 (指定管理事業交付金を活用)
ニホンジカ	関東山地ニホンジカ広域協議会	5都県、国 (農、林、環)	環境省(関東)	広域指針の策定、各種モニタリングの情報 収集・分析等
クマ類	白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会	5県、国(農、林、環)、狩猟者関係 団体、林業関係団体等	県	広域指針の策定、モニタリング結果等の情 報共有・分析等
クマ類	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会	5府県、国(環)	県	広域指針の策定、広域モニタリングの実施 等
クマ類	ツキノワグマ四国地域個体 群の保全に係る広域協議会	4県、国(林、環) 8市町村	環境省(中国 四国)	指針策定、生息状況等の情報収集・分析・ 蓄積、傷病個体の保護・野生復帰・域外保 全等
クマ類	西中国山地ツキノワグマ保 護管理対策協議会	3県(国無し)	県	計画進捗状況・モニタリング結果の評価、 利害関係者間の合意形成、県に対する助 言
カワウ	東北カワウ広域協議会	6県、国(水、交)、 漁業関係団体、野鳥保護関係団体	環境省(東北)	広域指針の策定、モニタリング結果等の情 報共有・分析等
カワウ	関東カワウ広域協議会	11都県、国 (交、水、環)	県	広域指針の策定、一斉追い払いの実施、モ ニタリング結果等の情報共有等
カワウ	中部近畿カワウ広域協議会	15府県、国(環)	環境省 (中部・近畿)	広域指針の策定、モニタリング結果等の情 報共有・分析等
カワウ	中国四国カワウ広域協議会	9県、国(農、水、林、環)	環境省 (中国四国)	広域指針の策定、モニタリング結果等の情 報共有・分析等

※農：地方農政局、林：森林管理局、環：地方環境事務所、交：国土交通省、水：水産庁の略

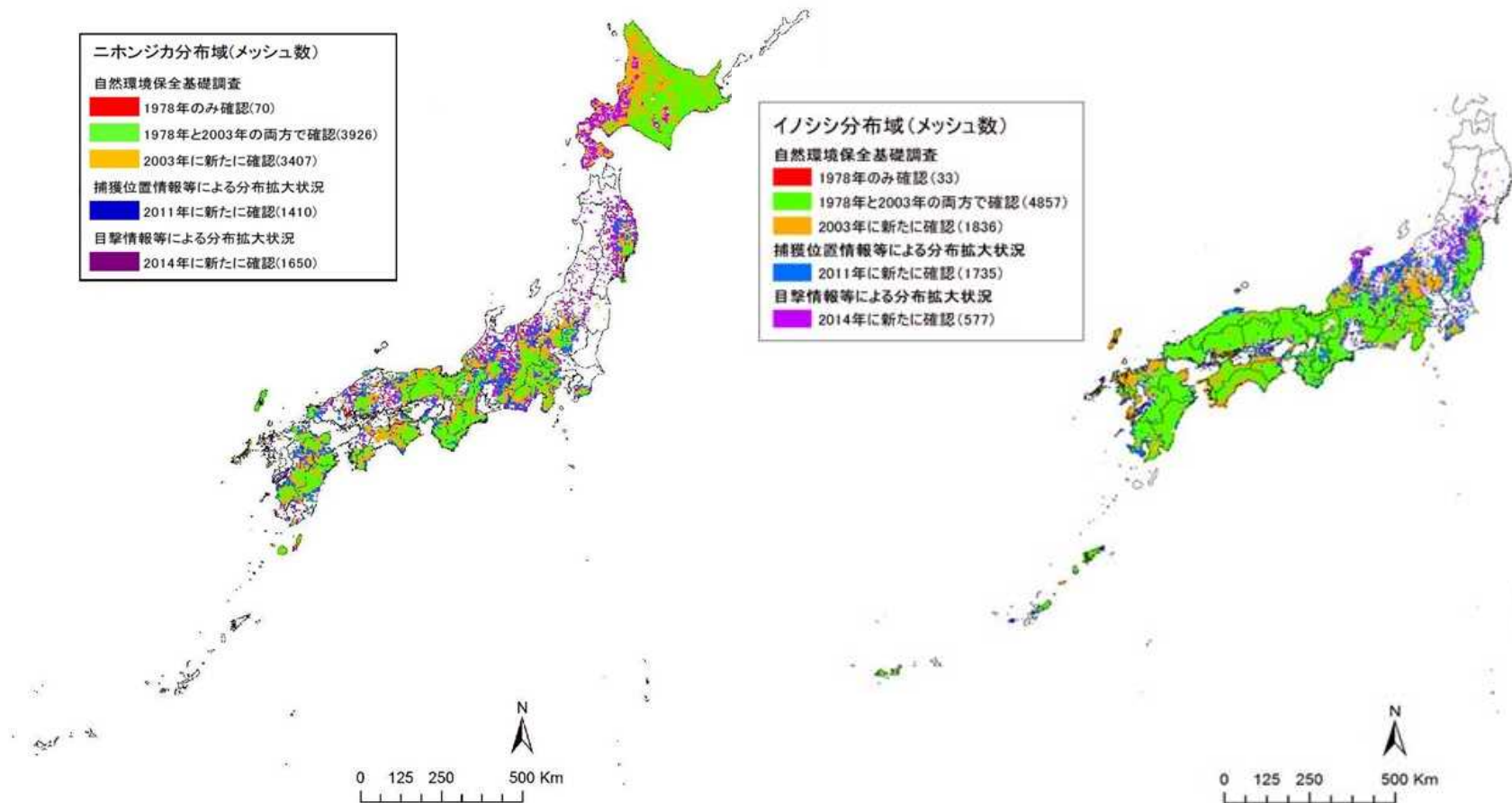
ニホンジカ・イノシシの分布状況

【ニホンジカ】

- 1978年（昭和53）年から2014（平成26）年の36年間で分布域は、約2.5倍に拡大。
- 2011（平成23）年から2014（平成26）年の3年間で、北海道南部、東北、北陸地方を中心に約1.2倍に拡大。

【イノシシ】

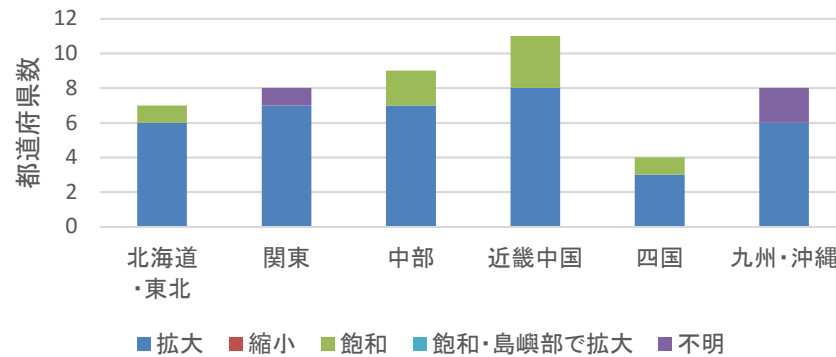
- 1978年（昭和53）年から2014（平成26）年の36年間で分布域は、約1.7倍に拡大。
- 2011（平成23）年から2014（平成26）年の3年間で、東北南部、北陸地方を中心に拡大。



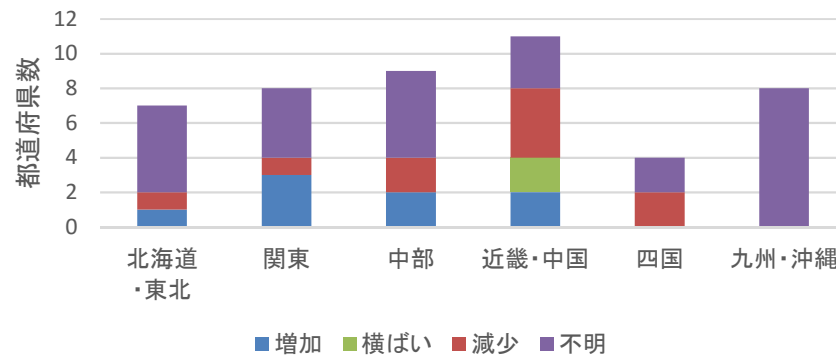
ニホンジカ・イノシシの分布状況

【ニホンジカ】

○平成27年度以降に作成された特定計画に記載された分布情報によると、全国的に分布が拡大している都道府県が多く、生息数は不明としている都道府県が多い。



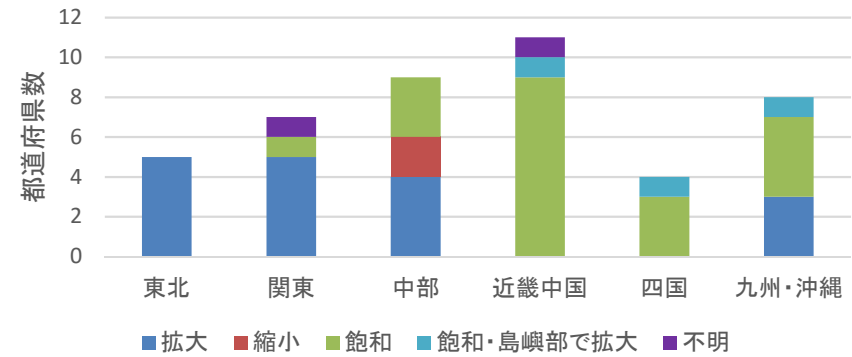
ニホンジカの分布の動向



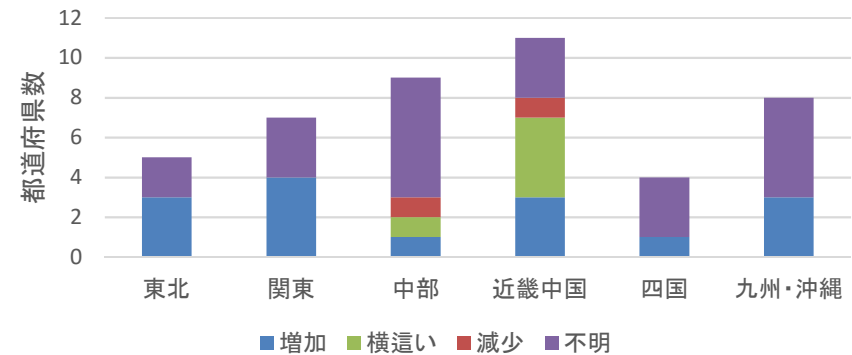
ニホンジカの生息数の動向

【イノシシ】

○東北、関東、中部、九州・沖縄の各地方で分布域が拡大している都道府県が多いが、中部地方では縮小としている都道府県が見られる。生息数は全国的に生息数が増加もしくは不明としている都道府県が多いが、中部と近畿・中国地方では減少としている都道府県が見られる。



イノシシの分布の動向



イノシシの生息数の動向

ニホンジカ・イノシシの推定個体数と捕獲数の状況

【推定個体数（平成29年度）】

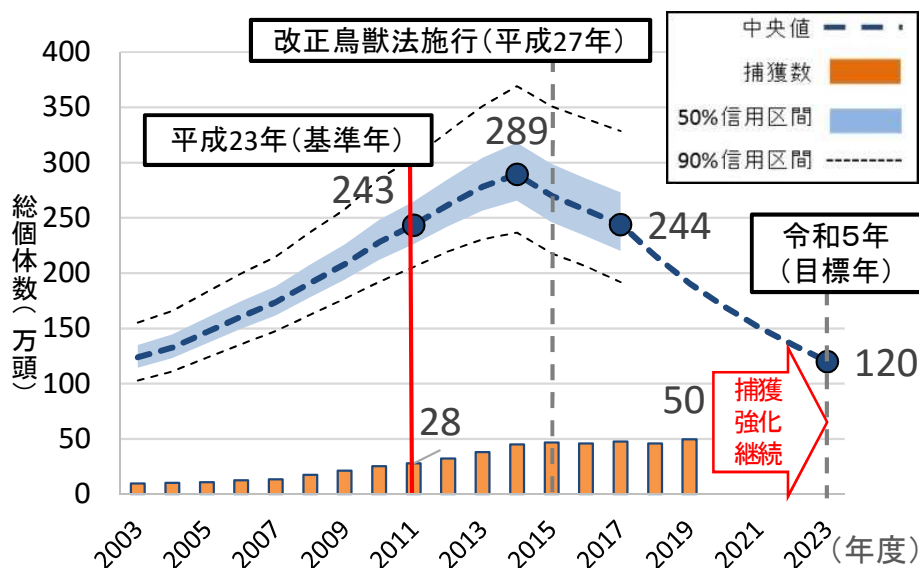
ニホンジカ（本州以南）約244万頭、イノシシ約88万頭

【全国の捕獲数（令和元年度速報値）】

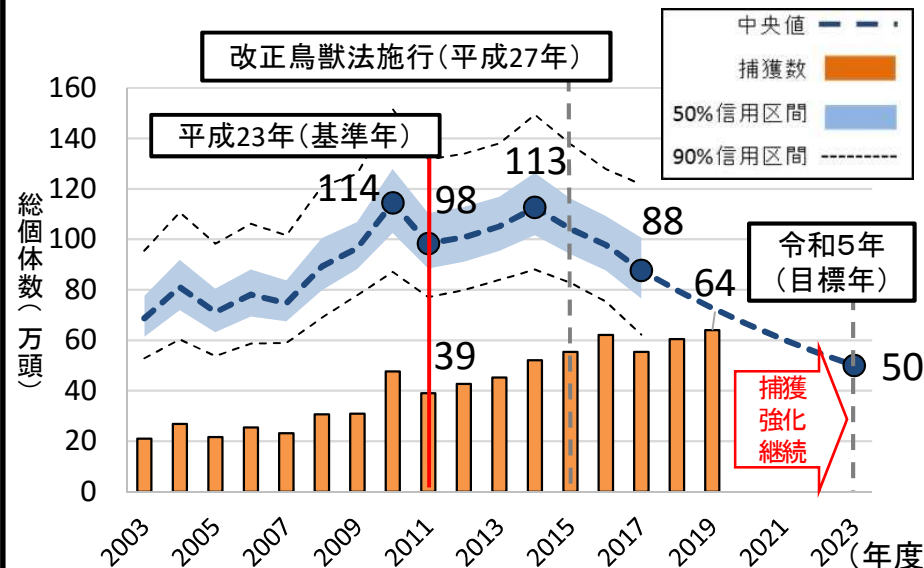
ニホンジカ（本州以南）約50万頭、イノシシ約64万頭

→平成26年度をピークに、推定個体数は減少傾向にあるが、令和5年度の半減目標の達成に向け、さらなる捕獲強化が必要。

ニホンジカ（本州以南）の推定生息数の推移



イノシシの推定生息数の推移



※ 北海道では、独自の推定方式でニホンジカ(エゾシカ)の生息数を計算しており、計算結果のデータ形式も異なることから、それ以外の地域の計算結果と科学的に妥当な方法で足し合わせることができない。なお、北海道では、平成29年度の推定生息数は67万頭となっている。

また、北海道の平成30年度のニホンジカ捕獲数は約11万頭となっている。

※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等のデータを追加して行うため、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の個体数の推定値も、数十万頭レベルで変わってくる可能性がある。

ニホンジカ、イノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目的

【ニホンジカ】

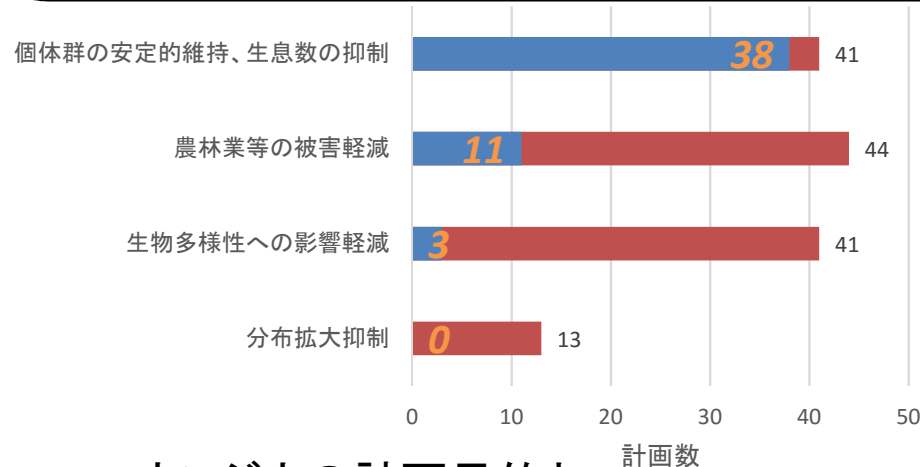
○特定計画の目的について整理したところ、個体群の安定的維持、生息数の抑制について記載があったのが41計画、農林業等の被害軽減が44計画、生物多様性への影響軽減が41計画、分布拡大抑制が13計画となっている。

○ほとんどの計画で設定されている3つの目的のうち、生息数（密度）目標や目標捕獲数といった「個体群の安定的維持、生息数の抑制」に対応する数値目標が多く設定されていた。

【イノシシ】

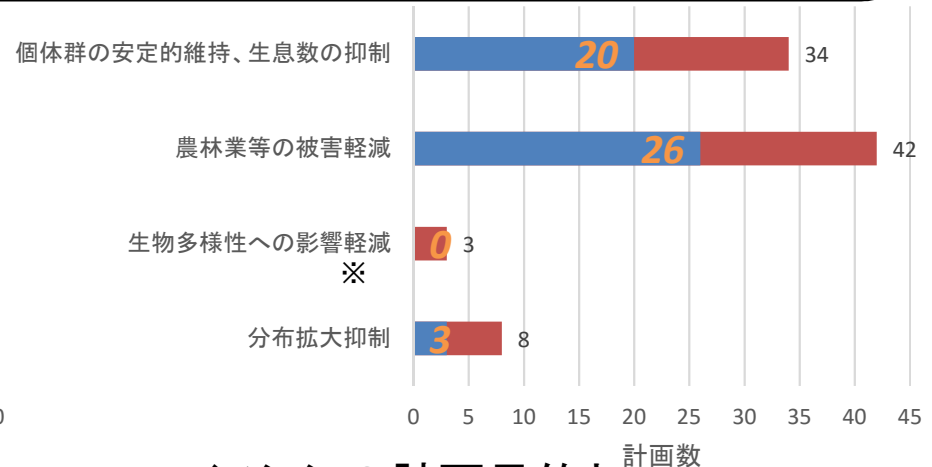
○イノシシの特定計画の目的については、個体群の安定的維持、生息数の抑制が34計画、農林業等の被害軽減が42計画、生物多様性への影響軽減が3計画、分布拡大抑制が8計画となっている。

○「農林業等の被害軽減」「個体群の安定的維持、生息数の抑制」に対応する数値目標が6割程度の計画で設定されていた。



ニホンジカの計画目的と
対応する数値目標の設定状況

(図中斜体は数値目標設定計画数)



イノシシの計画目的と
対応する数値目標の設定状況

(図中斜体は数値目標設定計画数)

■ 数値目標を設定している

■ 数値目標を設定していない

※生物多様性への影響未然防止等も含む

ニホンジカ、イノシシの第二種特定鳥獣管理計画の達成状況

○各都道府県が設定している特定計画等における捕獲目標については、数値目標を設定しているのは、令和元年度でニホンジカでは36計画、イノシシでは22計画。平成28年度～令和元年度の目標値と実績を平均して比較したところ、

【ニホンジカ】

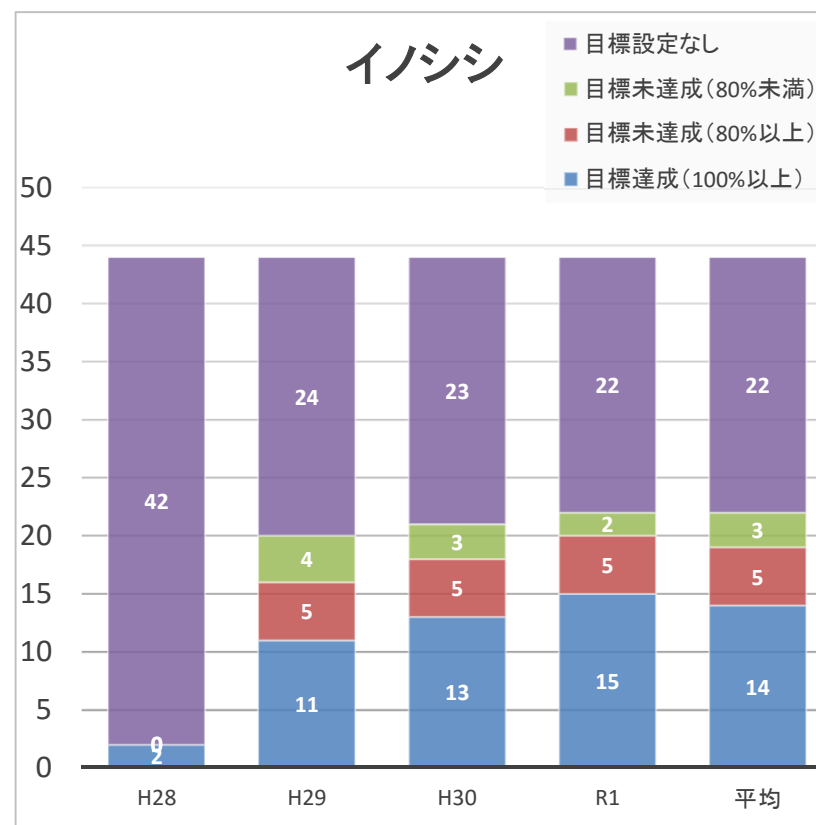
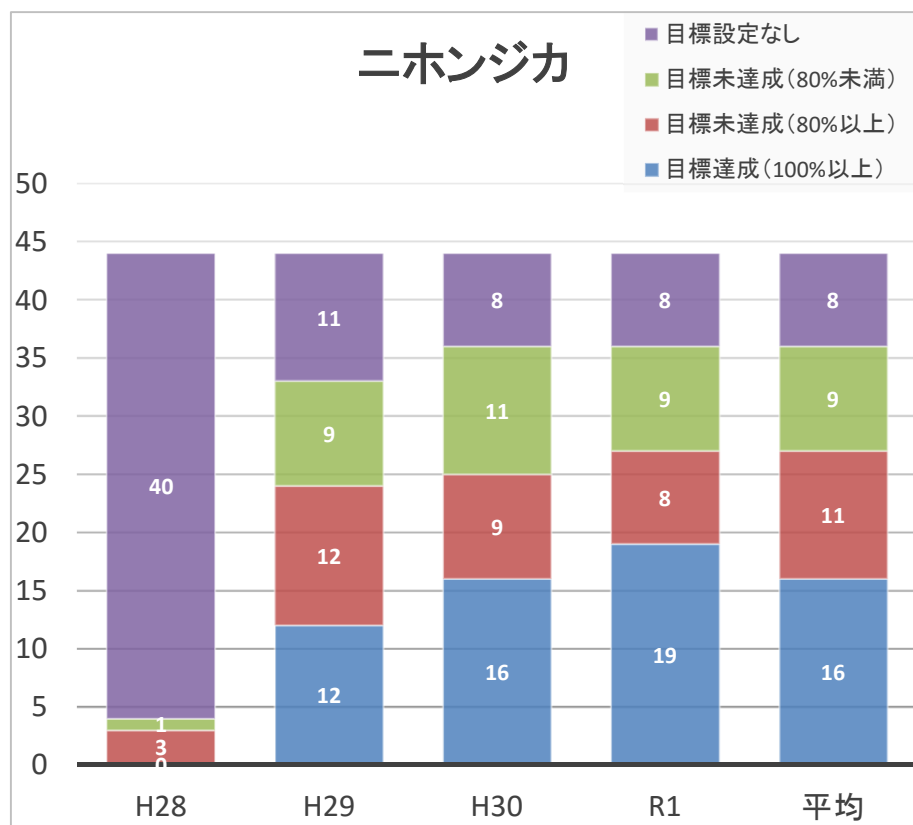
○達成していたのは16計画、8割以上達成していたのは11計画となっている。

【イノシシ】

○達成していたのは14計画、8割以上達成していたのは5計画となっている。

○両種とも目標を設定している計画及び達成率とも増加傾向にある。

○第二種特定鳥獣管理計画等の捕獲目標の達成状況



二ホンジカの特定期間の達成状況

○二ホンジカの特定期間における被害防除や被害軽減目標については第12次計画で11計画、生息環境管理・植生回復目標については2計画で数値目標が設定されている。
 ○第11次計画で設定した被害防除・被害軽減目標について、一部管理区域で達成していたのは1計画、達成には至らなかったのは2計画、評価されていないのは38計画であり、生息環境管理・植生回復目標については、達成には至らなかったのは1計画、40計画で評価されていない。

被害防除・被害軽減目標

生息環境管理・植生回復目標

